

平成29年第3回川南町議会定例会(6月)会議録(3日目)

平成29年6月14日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

平成29年6月14日 午前9時00分開会

- | | | |
|------|--------|------------------------|
| 日程第1 | 議案第34号 | 川南町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第35号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第3 | 議案第36号 | 町道路線の認定について |
| 日程第4 | 議案第37号 | 平成29年度川南町一般会計補正予算(第2号) |

出席議員(12名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	9番 安藤 洋之 君
10番 林 光政 君	11番 竹本 修 君
12番 福岡 仲次 君	13番 川上 昇 君

欠席議員(1名)

8番 河野 浩一 君

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	日高 裕嗣 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	米田 政彦 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	吉田 喜久吉 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	橋口 幹夫 君	教育課長	大塚 祥一 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	三角 博志 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） おはようございます。

ただいま、河野浩一議員から入院のため欠席するとの届け出がありましたので御報告します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1、議案第34号川南町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 川南町国民健康保険税条例の一部改正について質問いたします。

今回、改正して、引き下げると言いましたけど、補足説明では固定資産税をしてないと言われましたが、その分はどこに回るのかということと、被保険者数の推移、軽減を受けている世帯割合は幾らか、お尋ねします。

○税務課長（三角 博志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、資産割の関係でございます。資産割額を今回なくすということでございますが、この資産割額をなくした場合は、大体3400万円程度、税額に影響があるということでございます。その分がどこに回るのかということですが、これはそのまま引き下げることになります。

それから、お尋ねのうちの軽減分につきましてお答えしたいと思います。7割軽減につきましては、今回の改正で859世帯、1,233人になろうかと予測しているところです。率にしまして29.2%。それから5割軽減世帯、こちらは438世帯、884人で、——先ほどの世帯の割合です、29.2%は——今回、5割軽減が14.9%。それから、2割軽減は340世帯で674人、割合が11.6%です。以上、軽減世帯数の合計としましては、1,637世帯、55.7%、2,791人、51.3%という割合になろうかと推計をしているところでございます。

被保険者数、世帯数の推移につきましては、町民健康課のほうでお願いしたいと思っております。

○町民健康課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質問にお答えをいたします。

被保険者の推移であります、平成27年度が6,032名、平成28年度が5,684名、平成29年度が4月1日現在の人数でございますが、5,379人と推移をしております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 保険証を渡していない世帯の数、短期保険証の発行数ですけど、それはどのぐらいでしょうか。それと、差し押さえの数を、わかったら教えていただきたいと思っております。

○町民健康課長（橋口 幹夫君） 内藤議員の御質問に再度お答えをいたします。

平成29年5月31日現在の短期証の該当世帯数は129世帯であります。5月31日までに一度

でも取りに来られた世帯が83世帯、一度も取りに来られていない世帯が46世帯となっております。

以上です。

○**税務課長（三角 博志君）** 差し押さえの件数というお尋ねでございます。

平成28年度の差し押さえ件数ですが、町税全体の数でございます。国保税だけという把握のほうはしておりません。町税全体で277件、差し押さえの金額としましては7499万457円の差し押さえをしております、そのうち充当できました額は1819万2109円でございます。

以上でございます。

○**議員（内藤 逸子君）** 国保加入者の平均年収は幾らか計算しておられますか。

○**税務課長（三角 博志君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

平均年収というところの把握ではないんですが、被保険者1人当たりの所得額は62万5000円でございます。

以上でございます。

○**議長（川上 昇君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（川上 昇君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（川上 昇君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2、議案第35号町道路線の廃止について、日程第3、議案第36号町道路線の認定について、以上2議案を一括議題とします。これから、本2議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○**議員（児玉 助壽君）** 議案第35号、36号、町道路線の廃止と認定についてであります。この前、民間に貸すことになって、町が全部管理することをやめたと思うけども、あそこの入り口に家があったが、あそこの近所前まで認定するもんじゃと思うっちゃけど、今度、廃止されたところがあるわけだけど、当然、借り上げた人が使うわけになるけど、今は町道の何を見とつとよ。町道横で事業をしとって、その伐採した木やらを、町道の路肩やら側溝に放置しとっちゃけどん、その管理や何やとか、片づけは町がするとね。

○**建設課長（吉田 喜久吉君）** 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

樹木関係の伐採の始末につきましては、そこの地主が当然やるべき行為だと思っております。ただ、道路交通上、支障がある場合、緊急を要する場合は、うちのほうで対応する場合もございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 直接これと関係はねえけど、町道の管理で、考え、何しとっちゃけんどん、今、太陽光発電や何や設置したり、設置せんまま終わったところがあってよ、地だが露出しとるもんじゃから、土砂が流れてきて、町道に流れてきとってね、それを必要なもんじゃから木を伐採して、あの路肩と側溝にほったらかしたままになっとっちゃけんどん、二度ばかり俺が片づけるように事業者に、家だの、土留めをしろと指導しろと言ったけんどん、そのままほったらかしとるちゃがよ。仕事する気があつとね。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 児玉議員の御質疑に再度お答えいたします。

今、おっしゃられる場所につきましては、現在、原因者を特定中でございまして、特定次第、早急に対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 早うせんなよ。道路も早く痛むし、側溝も、あそこは優美的な整備しとるけんどん、応急処置を。どんどん雨が降れば降ったらで、土のうや何やしとるけど、その間をとおっても、また壊れよるから、早めにそういう何をしとかんなよ。町が余分な経費を使うことになるから、早目に指導していつとかんにやいかんと思うっちゃけどね。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 児玉議員の御質疑に再度お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今から雨の時期に入りますので、早急に、また対応をし続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 36号、35号は関連していますが、これを変更する理由っていうのがないと思うんですが、理由をお聞かせください。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

廃止する理由としましては、従前から牧場内の管理道路としてしか使用されておりません。それで、今回廃止をしても、公益上支障がないというふうに判断したところでございます。

また、入り口から100メートル付近を防疫上、封鎖する必要があります。町道の一部として、行政財産のままであった場合、一個人のために長期にわたり封鎖することになるため、合理的な選択としては、廃止をして一般財産の一部として一体的に貸し付けを行うことが望ましいと思います。

以上です。

○議長（川上 昇君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したい

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号、議案第36号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第4、議案第37号平成29年度川南町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。質疑はありませんか。

○議員（林 光政君） 37号の一般会計補正予算の10款教育費の17ページのほうにあります育児代替賃金の76万4000円、これは人数がわかりますか。何名分か、1名分か、2名分か、教えてください。

○教育課長（大塚 祥一君） ただいまの林議員の御質問にお答えいたします。

1人分でございます。

以上です。

○議員（林 光政君） もう1回、聞こえませんでした。

○教育課長（大塚 祥一君） 1人分です。

○議員（林 光政君） 1人分。はい、わかりました。

○議長（川上 昇君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

○議員（蓑原 敏朗君） 議案第37号平成29年度川南町一般会計補正予算（第2号）について、二点ほど質問させていただきます。

まず、第一点、13ページ、6款1項3目強い農業づくり交付金事業補助金についてであります。提案理由説明では3名の方に7棟という御説明でした。町単予算でも、当初から上限200万円のハウス更新新設の予算は計上されております。それと比べると、非常に多額だなという、不均衡感、アンバランス感は持つわけですけど、これ、具体的には誰が、何を、どこにされるのか、お答えいただければと思います。

もう一点、15ページ、7款1項2目商工業の振興で、工場建設工事用道路工事696万6000円が提案されております。これ、補正、臨時議会で提案されたものと同じものだと理解するわけですけど、そのときも図面はありませんかという質問でしたけど、今回も図面は提示されておられませんけど、これは、そのときの説明では県道部分から、いわゆる歩道部分を道路が入れるようにするんですよという御説明でしたけど、だから、県道部分からフェンスまでという説明でしたけど、それと同じなのか。

また、前回は700万円で、「これは井勘定の提案じゃないんですか。」という質問には、「ちゃんと精査いたしました。」と、わずかでありますけど、3万4000円ですか、誤差というんですか、差異が出ておりますけど、その辺、ちゃんと計算されたものなのか。前回は「ちゃんと計算した結果だったんですよ。」というお答えだったわけですけど、その辺のことを二点ほどお尋ねいたします。

○産業推進課長（山本 博君） 蓑原議員の御質疑にお答えいたします。

まず、強い農業づくり交付金事業についてであります。実施主体はサングリーン宮崎という団体が実施を行います。構成員が永友和美さん、永友武夫さん、黒木岩人さんになりますが、設置場所は番匠と浪掛になりまして、ハウスの構造なんです。低コスト耐候性ハウスという、ハウスの一番価格の高い、頑丈なビニールハウスを設置することにしております。面積としまして、1.18ヘクタールを予定をしているところであります。

続きまして、進入用道路の件についてであります。図面については、委員会付託された後に配付は考えておりました。一応、準備はしております。

続きまして、県道からフェンスまでのことでしょうかということですが、やはり今回も前回と同じように、県道から歩道の部分、フェンスまでの部分になります。前回と同様に同じであります。この前回の700万円と今回の差額分についてであります。主に、道路土工の部分になります。要は、土を掘削して持ち出す部分のところが減額となっております。以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 第一点目についてです。どなたがどんなハウスをとすることはわかりましたけど、現段階で何を作られる予定なのか、わかっておりましたらお願いします。

それと、最初に申し上げました町単の3000万円、上限200万円との不均衡っていうんですかね、アンバランス感についてはどうお考えでしょうか。

○産業推進課長（山本 博君） 蓑原議員の御質疑にお答えいたします。

この団体はユリを生産しております。百合ですね。この3軒ともユリの生産を行っております。この強い農業づくり交付金事業についてであります。ビニールハウスの要件としまして、この低コスト耐候性ハウスという、かなり高額な、頑丈なというものが、農資材として基準として設けられておりますので、どうしても単価的に高くなるようであります。なかなか国庫補助事業を使わないと、この低コスト耐候性ハウスというのは設置できないような状況であります。

町単独でビニールハウスの更新事業を計画しておりますが、これは通常の簡易的なAPハウスになります。低コストよりも、若干、構造上簡易的なハウスの更新のビニールハウスに対して補助を行うようにしております。要は、国の事業で拾えないハウスに対して助成を考えたいと思っております。以上です。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） ありがとうございます。

すいません、もう一点ほど今の件について、お答えできればお願いいたします。

全体事業費はどのくらいになるのでしょうか。

○産業推進課長（山本 博君） 再度、蓑原議員の御質疑にお答えいたします。

全体事業費は3億2576万9850円になります。

○議員（蓑原 敏朗君） もうちょっとゆっくり。

○産業推進課長（山本 博君） すいません。3億2576万9850円になります。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中村 昭人君） 議案第37号川南町一般会計補正予算（第2号）で一点なんですが、2款1項6目8報償費で講師謝金ということです。補足説明によりますと、中学生のキャリアアップを目的として、本町出身を中心とした大学生等を講師に招きということではあります。このキャリアアップっていうと、具体的にいうとどういうことなのかということの一つと、本町出身を中心としたっていうと、県内なのか、県外なのかということ。

もう一つ、これは単年度でお考えなのか、継続してやるべきことなのかということをお尋ねいたします。

○総務課長（押川 義光君） 中村議員の御質疑にお答えいたします。

今回の講師謝金の件でございますが、キャリアアップという形で、本町出身の大学生に里帰りしていただいて、夏休みに、今、対象としては、一応、中学3年生と考えておりますが、場合によっては中学生全体に拡大するかもしれません。ただ、試行として、今年、そういう大学生に帰郷いただいて、そして中学3年生に自分の目指すものと、それから勉学についてというのを講演いただいた上で、夏休みの宿題等をみてあげるというふうなことを考えております。あくまでも、今年度、試行という形で考えております。

それから、県内、県外、どうなのかということでございますが、基本的に県外と考えておりますが、場合によっては、やはり県内でいろんな分野に進まれている方、例えば看護大学とか、そういうところに行かれています方々も対象と考えていきたいと考えております。

いずれにしても、中学3年生の方々に、いろんな分野に対して挑戦をしていくことの大事さというのを、身を持って体験談を話していただきたいというふうには考えております。

先ほどから申しますとおり、今年度、まず試行としてやっていきたい。もし、保護者なり子どもさん達にいい結果が得られる、好評であって、いい結果が得られるようであれば、恒常的にやっていくような手段をつくりあげていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議員（中村 昭人君） 概要はわかりました。しかし、住みよいまちづくりという中で講師謝金となると、私が当初考えてたのは、将来的に県内を、就職なり、将来設計の中で町内に住んでもらうという部分の目的が、この中に含まれているのかなというふうには思ったんですが、そこはいかがなんでしょうか。そこはもう関係なく、将来のためということでのキャリアアップということによろしいのでしょうか。

○総務課長（押川 義光君） 中村議員の御質問に再度お答えいたします。

先ほど言ったとおり、帰郷して、地元子ども達にという思いは、逆に言うと、都会に出て、いろいろ勉強している子ども達が、もう一度地元に戻って、地元子ども達を塾みたいな形で高めていくという分野もあるんじゃないかと、そういう思いもしております。ですから、後々卒業した後に地元に戻ってきて、そういう分野のことをしたいという希望の方もい

らっしゃいますので、そういう形で、また繋げていければいいなという考えもございます。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘美津子君） 二点ほどお伺いします。

議案第37号平成29年度川南町一般会計補正予算（第2号）のうち、歳出で6款1項3目農業振興費、先ほど同僚議員も質問いたしました強い農業づくり交付金ですが、先ほどの説明で、大体、事業の概要はわかったんですが、価格の高い低コストでということ、付加価値のついたハウスを造るということで、ちょっと私のはっきりわかりませんが、このハウスも固定資産税の対象になるってということも聞いたことがあるんですが、その対象になるのかということと、ユリだったと思うんですが、ユリの場合は、多分、樹木と違って、すぐ植えつけをして、すぐ売り上げのほうになるので、大体、年間売り上げをどれくらいで計算しているのか。

それから、販売ルートがどのように確立されているのか。JAを通すのか、それとも自分たちの中でルートを見つけているのかをお聞きしたいと思います。

それから、8款土木費2項道路橋梁費の3目道路新設改良費、尾鈴大橋補強補修工事ですが、3月のところで設計というか、予算が出て、あのときに現地視察に行ったときに、都農町との広域でやりますということだったんですが、4400万円は、これは川南町の持ち出しであるわけで、都農町がどれくらいの持ち出しをされるのかなってということをお聞きしたいと思います。それから、全体事業費が、その合計でいいのかを伺います。

○産業推進課長（山本 博君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

まず、売り上げについてであります。すいません、今、手元に資料がありませんので、実際の売り上げがどれほどあるかっていうのは、お答えできません。また、お伝えしたいと思います。

販売につきましては、ルートを確立しておりますので、JA等を通じて販売していくことになると思います。

以上です。

○税務課長（三角 博志君） ただいまの御質問の中で、固定資産税がかかるのかというような御質問と思いますが、一般的にハウスの場合は、償却資産ということになりまして、この構造を我々はまだ確認しておりませんが、そういうことでございましたら、償却資産税の対象になるということでございます。

以上です。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 徳弘議員の御質疑にお答えいたします。

まず、尾鈴大橋の全体事業費でございますが、5600万円でございます。それで、今回、国の配分が決定したのが4409万8000円ということになります。

それから、都農町との配分でございますが、事業費の4409万8000円に対しまして、国からの補助金が2418万6000円ございまして、残りの補助裏の負担分を両町2分の1ずつ負担する

ということにしております。それで、今回、事業が確定した後に、都農町のほうには請求するという形になります。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 先ほどの3戸の構成するユリの農家さんというのは、本当に1億3000万円もの補助金を入れるということは、これも税金ですので、やはりきちんとしたルート販売をしていただいて、これだけの設備なので、災害とか、そういう天候に左右されない作付けができるんだらうとあって、やっぱり売上げを上げていただいて、固定資産税を払っていただいて、売上げを上げてもらってということで期待をしたいと思います。

先ほど言った、尾鈴大橋のほうですが、全体事業費が5600万円で補助が2100万円、全体事業費が6600万円ですか。うちが補助を入れて、うちの予算の中では4400万円ですよ。ということで、都農町が1200万円という考え方なんですか。ちょっともう一回、確認できないんですけど。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 徳弘議員の御質疑に再度お答えいたします。

先ほど申しあげましたように、4409万8000円から補助金が2418万6000円ありますので、残りの金額に両町2分の1ずつになりますので、1200万円ぐらいでしょうか、そのくらいの負担になるかと思えます。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） そしたら、今、この予算書の中である町債が1530万円、一般財源が750万円っていう部分は、はっきり確定したら、この町債の部分が、都農町との持ち出しの分になるってことになるんですね。確定したのが2100万円っていうことは、全体事業費の5600万円の2100万円ですので、残りが、単純に3500万円が、単純に都農町との半分、50%ずつの負担っていう考え方でよろしいんでしょうか。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 再度お答えいたします。

今回、4409万8000円の事業費を計上しておりますが、うち300万円だけ単費を入れておりますので、実際は4109万8000円が補助事業のベースとなりますので、これに対して、先ほど言った2418万6000円の補助金を差し引いた残りの2分の1ずつという形になります。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（福岡 仲次君） 工事自体の質問ではないんですけども、尾鈴大橋の関係で、ここが県道という認識で、私たち、ここにおる議員もそうでありますし、所管の調べでわかったんですが、いつごろからこれが町道になったのか、その経緯なりをわかる範囲でお願いしたいです。

それから、この距離はどこからどこまでなのか、町道がですね。よろしくお願ひしたいと。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 福岡議員の御質疑にお答えいたします。

まず、尾鈴大橋の完成なんですけど、昭和51年度に完成しております。それから、ずっと広

域農道という形で、県のほうが管理をしております、途中、耕地課のほうに財産の譲与がございました。それで、平成2年の10月1日に町道に認定しております、平成19年に1級に昇格しております、経緯については以上でございます。

それから、町道部分につきましては、県道部分が起点でございます、それから延長としましては436.9メートル、これは橋梁の中央部分になります。町境が橋の中央部分になりますので、ここまでの距離436メートルということでございます。

以上です。

○議長（川上 昇君） いいですか。ほかに質疑はないですか。

○議員（三原 明美君） 議案第37号川南町一般会計補正予算、7款1項2目商工業振興費8節報償費及び12節役務費の地域経済応援ポイント実証事業とありますが、この意味がよくわかりませんので説明をお願いいたします。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質疑にお答えいたします。

今回、総務省のほうから、新たな事業として、皆さんお持ちかと思えますけれども、マイレージ、例えば、全日空とか日本航空が行っていますマイレージ、それから、いろんなクレジット関係のポイント制、そういうものを、ほとんど東京、大阪近辺の方々は個人当たり10万ポイントぐらいは常時持っているという状況を国がつかんでおります、そのポイントを地域経済応援ポイントという形で返還をする。今は、商品を買ったり、いろんな航空運賃に充てたりとかいうのが結構ございますけれども、そのポイントを、地域応援として地域に還元をできるようなシステムを、今、総務省が考えております。

それを、9月ぐらいから本人の申し出によって、その自分が持っているポイントを地域応援ポイントに移行できるというシステムが構築されようとしております。それを市町村が地域応援ポイントを受け皿になって、そして、地域のいろんな品物を、そのポイントに応じて、ポイントを地域の品物につけて、それで販売していくというようなシステムを構築されようとしております。

それで、結果的に、そういうマイレージ等のポイントを、市町村が受け皿をつくらないといけないと。ですから、歳入として100万円組んでおります。歳出として、そのポイントを活用して、いろんな商品を出していくために、歳出も組んでおります。

結果的に市町村は中継ぎをするようなことになってしまいますけれども、あくまでも国の考えとしては、国がポータルサイトを構築して、そして移行をしてくる。それを市町村が金銭的に受け取って、そして物品を出した方に、その金額でお支払いをするというシステムを考えております。

それに、当初の段階からのっていきたいと考えておりますので、今回、このような歳入と歳出を組ませていただいたということでございます。具体的な説明については、今後じっくり、制度が始まるのが、一応9月の予定になってますので、それに合わせて、いろんな方々に合った説明をしてまいろうと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） その金額が、この100万円なんですかね。100万円の意味が。もう一度お願いいたします。

○総務課長（押川 義光君） 三原議員の御質問に再度お答えいたします。

実際、まだ始まっていないので、はっきりどれだけというのが見込めない、新たな制度ということで、ちょっと見込めない状況ではあるものですから、予算として、とにかく100万円の歳入を組んで、歳出も同額出すと。先ほどの制度でいくと、同額を仲介するだけですのを出すことにしております。よって、ちょっと未知の世界がございましたので、当面、こういう形で、まず予算がないと、その総務省の事業に参画することができません。ですので、まずはこういう形で組ませていただいたというのが実態でございます。実情に応じて、随時、また今後、補正なりが生じればありがたいなと考えております。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（安藤 洋之君） 14、15ページになります、10款2項1目学校管理費なんですけど、屋内運動場床塗装改修工事とありますが、この前、新聞等に体育館の床材のささくれ等の問題等も出ておりましたが、そのささくれとかひび割れも一緒に直して塗装するのをお聞きしたいと思います。

○教育課長（大塚 祥一君） 安藤議員の御質疑にお答えいたします。

今回の工法は、まず体育館の床を研磨いたしまして、ウレタン樹脂で塗装の後に、各種スポーツに合わせましてラインの塗装を行うという工法を考えております。それによりまして、ささくれや凹凸や、すき間等が埋められると考えております。

以上です。

○議員（安藤 洋之君） 私も体育館等をよく使わせていただきますんで、ぜひ安全に使えるように、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第37号平成29年度川南町一般会計補正予算（第2号）につきましてであります。今の13ページの地域農業サポート体制支援事業補助金と次のページの15ページの尾鈴大橋補修工事で、商工業振興費、この696万6000円について伺いますが、まず最初の地域農業サポート体制支援事業補助金250万円についてですが、これを今、川南町尾鈴地区畜産用水管理事業を給水条例で伺うわけですが、これは担当課が給水栓の開栓をして、町の助成の減額を相当持ち、努力をしないと評価はしますが、先ほど申しました給水条例を見ると、第6条「給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置の新設等をする者の全額負担とする」となるとのわけですが、県の補助だからええとかちゅう問題じゃねえと思うとですね。この条例でそういうふうに、うたっているわけですが、これ条例が、この

根拠となるもんじゃかい、いかがなもんじゃろかいと思うちゃけど、そこ辺と、この本来の目的、これは畑地かんがい用水が目的であるわけでありますから、この畜産の関係予算を持ってくると、畜産振興に関する目的の補助事業を活用することになると、これ趣旨から離れてしもて、町長にも聞くけど、一体、この畑かん事業というのは、どこ向いて行きよっとかわからん、こんげなるとね。暫定的にと言いよったけど、こんげなったら、もう暫定的な措置じゃなくなってくると思うっちゃけど、この特例のなんはよ。そうした場合、これは当初の目的と逸脱することになるがよ。本当にこれで、この川南町の畑地農業のためにしようよ、こういうふうに使っていいのかと思うちゃけど、そうすると、またこれは、受益地内の畜産農家しか使えんと思うちゃけど、道路1本挟んで受益地と離れるわけだが、そこ辺の人が使えん、今の土地改良事業でなるとるわけじゃから、そこ辺の不公平感も出てくると思う。そうすると、今度、渇水時期になると、こういうこの畜産振興目的の補助事業を活用した場合は、渇水期に、こういう目的で補助したら、担当課長は、もう渇水期には水が足らなったら、止めると言いよったけど、こんげなって、目的で補助事業で活用しよっよ、それが止められなくなるのではと思うとよね。

そこ辺と、もう一つ、250万円になるわけですか、そうすると、これは1件当たり20万円になるわけじゃけど、1件1件、パイプラインの長さが違うわけだから、1件25万円ちゆうことじゃねえけど、今の予算書を見とると、本来、町がする事業やったら、受益者の負担金が出てくるわけだから、2分の1補助となったら500万円か、それと250万円の事業者の負担金が、本来なら土地改良事業だったら入ってくるわけよね。そこ辺のところを伺います。

それから、今の尾鈴大橋の10分の6補助で、4000何ぼになるわけだけど、橋の何を見たら、都農町との町境やから、大体、負担割が余りはっきり聞こえんかったから、どげんなっとなかよ。2分の1、2分の1になってると思うけど、これが総体的な予算が4400万円になるわけですか。（発言する者あり）総体は8000万円ぐらいになるけれど（発言する者あり）総体が6,000……。（「5600万円」と発言する者あり）総体が。それは都農町も合わせて。

（発言する者あり）もう切って。うちのだけ。（「とりあえず、うちが工事は主体でやります。」と発言する者あり）主体はうちが、主体になってもろうたら、予算が別々になるわけね。うちが主体になって何すつとやったら、都農町の負担分も入ってこれにならんがなと思うとったから、そういう何になるわけじゃね。

当然、これは占有許可がいるわけじゃけど、占有許可をとると思うちゃけど、この河川法に基づいて、管理者がおるかいは、これをするときには、橋、新設する場合は、占有許可が必要になるわけだが、それは進んでると思うけど、この占有許可をとる場合、やっぱ許可申請していかんわけやろうがね。担当しとらんかったから、余り詳しいことはわからんから、もうええけど、そこ辺が。でしたら、うちが窓口じゃけど、予算は別々ちゆうふうを考えればいいわけじゃね。（「後で負担金でもらいます。」と発言する者あり）そしたら、やっぱり1億円ぐらいになるね、総体的に。（「全体が5600万円」と発言する者あり）全体

が。したら全体が5000万円じゃったら、都農町はどんくらい出すとですか。

○議長（川上 昇君） どこかで質疑をしてください。もうこのまま行くと、30分で……。

○議員（児玉 助壽君） 都農町の負担を、じゃから5000万円で都農町の負担がどのくらいになるか伺います。

次に、商工業の振興の696万6000円、先ほど同僚議員が聞いたっちゃけんど、はっきり、耳が悪いもんじゃから聞こえなかったけんど、いまいちこの3万4000円減額の積算根拠がわからなかったっちゃけんど。

それから、この問題に総務課長と副町長は「予算がねえと、仕事ができん」じゃの、「許認可がもらえん」じゃの言いよったけんど、これは間違いないね。総務課長、間違いないか、間違いがあるかを、もし間違うとった、何をしとった場合、どういう責任ちゅうか、責任がとる必要はねえか知らんけんど、どう弁解するか伺いたい。

○農地課長（新倉 好雄君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

6款1項6目の畜産業費、地域農業サポート体制支援事業補助金250万円につきましては御質問でありましたが、一点目に、条例との違いということで、御質問のとおり、川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例に基づいて給水事業は行っております。また、その中で、給水装置の新設等に要する費用は全額自己負担ということですが、今回の、この支援事業の補助金につきましては、農業振興のサポートをするということで、県の補助事業でありまして、この補助事業があるということで、情報をいただきまして、ぜひ活用できないかということで御相談して、該当するということで申し込んだわけでございます。給水条例との兼ね合いというふうには考えていないところでございます。畜産農家に対しまして、有益な事業があれば、町としても申請をして、許可が出れば活用したいというふうにご考えております。

また、畑かん用水の暫定水利用につきましては、畜産用水管理事業を提案するときに御説明いたしましたが、今回、国の規制緩和によりまして、県営事業が完了するまでの間の暫定利用ということで、尾鈴地区だけではございませんが、水利用の承認がとれたところでございます。これにつきましても、広い範囲で農業振興のために活用できるものにつきましては、ぜひとも活用したいというふうにご考えておるところでございます。

また、渇水時期等についての対応でございますが、これにつきましても、当然、水利用につきましても、畑かん、営農がメインでございますので、土地改良区とも十分協議を行った上で渇水時期等の対応については、畑かん用水に支障のないような運営をしてみたいというふうにご考えておるところでございます。

また、最後に土地改良事業との兼ね合いということでございますが、最初にお答えしましたように、地域農業サポート体制支援事業につきましては、土地改良事業というふうには捉えておらずに、農業振興のための事業を活用して該当する工事等に関しまして、町に有益な、また農業者に有益な事業につきましては、活用していきたいというふうにご考えておるところ

でございます。

以上でございます。

○建設課長（吉田 喜久吉君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

尾鈴大橋の事業費関係でございますが、まず、全体事業費が5600万円でございます。それで、補助率が10分の6以内ということで、今のところ、補助金が3360万円になるわけございまして、その補助裏分、持ち出しですね、これが2240万円になりまして、これの2分の1ずつを両町が負担するというので、今年度、事業が終わり次第、また都農町のほうには負担金の請求をするということになっております。

また、今年度当初に尾鈴大橋の詳細設計の予算600万円計上しておりますが、これも同じような形で都農町のほうに負担していただくということになります。

以上です。

○産業推進課長（山本 博君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

この予算についてであります。まず、場所につきまして、蓑原議員にお答えしたように、舗装からフェンスの部分の工事になりますが、その部分の道路土工、いわゆる床を掘って、土砂を運搬して整地をするといったところの予算の部分が減額になっております。

また、この696万6000円につきましては、現在、考えられる最大限の予算という形で見込み予算計上しているところであります。

以上です。

○総務課長（押川 義光君） 児玉議員の御質疑にお答えいたします。

予算がなければ許認可がもらえないのかという御質問だったと思っております。我々は、予算がなければ許認可が受けられないという話はしてないつもりでございます。あくまでも、工事を見込んだときに、同時に並行して協議を進めながら、最終的に8月、9月に許認可が下りた場合を想定して予算化をするということを申し上げたつもりでございます。

責任につきましては、当然、予算等の積算見積もり、いろんなことを上程する上では責任を持って取り組んでいるつもりでございますので、そこに何らかの問題が生じるということであれば、当然、私の責任だというふうに考えております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 一般質問で何回も確認したっちゃけんど、仕事ができんような答弁しか聞いとらんちゃけんど、川南町ほうそを言う者じゃねえと出世せんとやないかしらんと思うとっちゃけんど、県に確認したところよね、課長。この予算の担保はいらんちゅう説明じゃったけんど、県は、許認可を得るためには。この3万4000円の減額の積算根拠ちゅうのは、図面か何かあってか、なかったか、よく知らんけんど、許認可がねえと図面もできんどんよ、ねえと。積算根拠は出らんと思うけど。建設課長にも聞くけど、この尾鈴大橋の補修工事、これ、ちゃんと設計図に基づいて、積算根拠、一つ一つ積み立ててきた工事費じゃろうと思うけど、補助金の金額が出たっちゃろうと思うけど、予算計上したっちゃけんど、

副町長は、当初が何とかかんとか、わけのわからんことを言いよったけど、その県が言いよった、予算の担保はないにしても、問題はないちゅう、おれは答えを聞いとっちゃけど、総務課長、副町長、あんたどんが言うた、この予算を計上した整合性が、ちゃんと県の事前打ち合わせ、内定でもしとっちゃろう。そういうとがあつたら見せてもらえんどかい。じゃなかったら、もう町が言うことは何一つ信用できんってしまうがね。

この前も、何でもかと言うと、町長がここで、俺が一般質問で、統廃合のことで何も決まったらんと言うたけど、口の根も乾かんごと、後から変な条例出してきたから、そんげなってしまうたっちゃけど、ただ、これ通つたり何だつて、この間、一般質問の何を出さなならんけども、もう出さんごとしたけど、そうすつと、この何を言うたことよ。県が確認したら、そういう予算の担保はいらんと、許認可をとるのに。それは、県もうそを言うたことにならせんね。

○議長（川上 昇君） 答弁をお願いします。

○副町長（清藤 莊八君） 児玉議員の質疑にお答えいたします。

昨日も何回も答弁させていただきましたが、今回の予算の上程につきましては、あくまでも今度、立地企業が開発される時期が7月、8月、9月が想定されるということで、予算を上程するタイミングとしては、今議会しかないということで上程させていただいています。先ほども総務課長が申しあげましたように、予算がないと許認可が得られないのかということは一切言っておりません。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 総務課長もや。議事録起こせばわかるこっちゃかい、なんじゃけど。

○総務課長（押川 義光君） 副町長が申されたように、私も昨日の質疑の中でも、予算がなければ許認可が下りないのだと、そういう話はしておりません。ただ、道義的に、やはり今後、いろいろな許認可を得るために、ある程度、予算立てをした上で許認可の協議を進めるという立場から、そういう予算、あくまでも、あらかじめの予算を立てて、そして、関係団体と協議をしたいということは申しあげたつもりでございます。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） あらかじめ、そんげなの、もう、へ理屈ばかり言うとするけど、この今の農地課長に・・・、町全体が、この条例に対して、どういうふうな解釈を持っておるか知らんけど、これをうたっているわけじゃから、これに対して議会は議決しとるわけですよ。この全額負担を。補助もしますよちゅう、何が入つとれば、もう何も言うことはねえけど、そしたら、するならするで、やっぱ、この条例を一部改正か何かしてせんな、議会の議決の条例ちゅうのが、意味がなくなると言うんですよ、そして根拠がないからね、この条例を何したら。この条例で補助するとか、何とか言うつたら、その予算の執行をするためには、根拠がいるわけでしょう、根拠。根拠がねえ補助金交付は、恐らくできんと思

うとよね、予算の関係上。基本的なもんじゃと思うけど、この条例は、その根拠となるものだから、やっぱ、守らんなよ。規制緩和されたからして、規制緩和されたらされたごと、やっぱ条例を改正して補助をするなりしていかんなよ。こういう仕方しよったら、非常に悪いと思うとね。そやないと、何のために議会があるとかよ。意味がわからなくなってしまいかいよ。やっぱそこ辺のとは、ちゃんと条例をつくつとる以上は、条例に沿って事を進めるべきじゃと思う。今の町の助成金を少しでも減らすための努力をしよるとはわかるけど、やっぱり条例がある以上は、この根拠となるもんがある以上は、やっぱり改正するなりしていかんにゃいかんと思う。そこ辺は、副町長は、条例の委員長だから、会長になつとる。例規審査会の会長じゃかいよ、そこ辺をどんげ思うとるか。まだ時間があるからいいけど。

この696万6000円、恐らく、この予算を出しとるにも、仮の設計とか、何とかしてお金がいつとるはずじゃかいよ。ちゃんとした、積算根拠となるもんがあるはずじゃが。あらかじめちゅうと、あらかじめするにしても、せんにしても、言ったら、あらかじめするって言ったらで、もうその委託、尾鈴大橋の補修でも、委託設計、当初でしとれば、その時点で、あらかじめ予算が出さるっちゃ。それができんとは、やっぱ、この補助事業の絡みや何やがあつて、確定せんから予算ちゅうもんが組めんわけでしょう。今の町の水道課に聞くけど、町道の下に水道管を埋めるけど、埋めた場合に、建設課の許可がねえと埋められんわけですよ。設計図や何やがねえと埋められんわけですよ。設計図がないと予算が組めんわけですよ。だから許認可もらえんにゃ、設計図も描かれんし、予算も組めんとですよ。町でさえ、そんでやつとんよ。管理者が全然違ふと、こういうことはできんでしょう。

○農地課長（新倉 好雄君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

今回の地域農業サポート体制支援事業の活用について、川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例の改正が必要ではないかという御質問でございますが、尾鈴地区の畜産用水の管理事業の執行につきましては、もちろん、この給水条例をもとに運営をしていかないといけないうふうに考えております。

先ほどもありましたように、給水装置の新設に要する費用は自己負担となっておりますので、これにつきましても、今後も事業を継続していく中では自己負担には変わらないというふうに考えておるところでございます。

ただ、今回、28年度も予算提案させていただいたんですが、28年度に引き続き、県の事業で、このようなサポート体制支援事業ということで、幅広い分野で、農業振興のために活用できる補助事業があるということで、単年度事業ではございますが、今年度も創設、継続されたということで、手を挙げて補助金をいただくような形をとったわけでございますので、給水事業を活用する方だけに対する支援ではございませんが、先ほども御説明させていただいたように、いろんな活用できる事業があれば、町益、または農業者の利益になるものであれば、いろんな形で活用していくのは問題ないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。（「それは条例を改正するということになるよね。」と発言する者あり）

○産業推進課長（山本 博君） 児玉議員の御質疑にお答えしたいと思いますが、昨日から申しておりますとおり、開発許可の申請がスムーズにいきますように、今、事前協議を行っているところであります。これは、高鍋土木事務所、そして県の建築住宅課、許可権者であります県のほうと協議を行っているところであります。当然、町のほうが1カ所道路をあけるという話も、そこでしているところであります。今回、建設課のほうで現地に行ってきたしまして、積算をしていただきました。そして、当然、図面もあるといったところであります。

以上です。

○議長（川上 昇君） ほかに質疑はありませんか。（「例規審査委員の・・・。」と発言する者あり）失礼しました。

○副町長（清藤 莊八君） 例規審査委員長の立場でお答えしたいと思います。条例改正について必要があると判断できれば、当然、その委員会の中で審査をしていきますし、よりよい条例ができればいいと、常に思っております。

以上です。（「早口でわかりません。」と発言する者あり）

○議長（川上 昇君） もう一度ゆっくりお願いします。

○副町長（清藤 莊八君） では、ゆっくりしゃべります。

今回の条例については、担当課のほうから条例改正の必要はないというか、そういう案でございましたので、例規審査委員会のほうには諮っております。当然のことながら、条例の改正が必要ということであれば、例規審査委員会を開いて、各委員の意見を聞きながら、よりよい条例ができればと思って審査しております。

以上です。

○議長（川上 昇君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午前10時15分散会
